

公立病院改革プランの概要

団 体 名		北海道乙部町					
プ ラ ン の 名 称		乙部町国保病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 4日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	乙部町国民健康保険病院					
	所 在 地	北海道爾志郡乙部町字緑町704番地の1					
	病 床 数	一般 52床 ・ 療養 10床(休床中)					
	診 療 科 目	内科・外科・小児科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		①初期医療の確保(かかりつけ医機能)と医療連携 ②在宅医療の充実と地域包括ケア体制の構築 ③医師の確保と町民に愛され・利用される病院づくり ④保健・医療・福祉との連携					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		総務省自治体財政局長通知の繰出し基準を基本とします。 ①病院建設改良に要する経費の2分の1 ②救急医療確保に要する経費(全額) ③保健衛生行政事務に要する経費(全額) ④経営基盤強化に要する経費(所要額)					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	98.5	95.4	95.7	96.5	100.8	
	職員給与費比率	68.5	74.2	71.6	70.7	68.1	
	病床利用率	37.7	38.5	38.5	40.4	73.3	
上記目標数値設定の考え方		収益の確保と経費削減により経常黒字化を図るとともに、病床数の削減を図り目標値とした。 (経常黒字化の目標年度:平成23年度)					

				団体名 (病院名)	乙部町 (乙部町国民健康保険病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日平均患者数(入院)		19.6	16.3	20.0	21.0	22.0	
1日平均患者数(外来)		86.3	83.3	85.0	87.0	90.0	
特定健診件数		0	80	85	90	95	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	医事業務の委託化は、平成18年に導入済み。					
	民間的経営手法の導入						
	事業規模・形態の見直し	平成22年度末に32床を削減する。(療養病床10床含む)					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置の見直し ~ 町の行革に併せ退職者の不補充やパート化の実施 ・医薬品や診療材料の節減 ~ 適正な在庫管理と安価な購入、後発医薬品の採用を増やす ・施設及び医療機器の適正管理による経費削減 ・各事業等の見直し 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬の適正な請求(請求漏れ、査定減防止) ・各種加算の取得(検体検査、看護配置加算等) ・特定健診の取組み(H20~) ・使用料手数料の改定 ・未収金の発生防止と早期回収 					
その他							
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	35.70%	18年度	36.30%	19年度	37.70%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成22年度末に32床を削減する。(療養病床10床含む)					

団体名 (病院名)	乙部町 (乙部町国民健康保険病院)
--------------	----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	・センター病院 ～ 道立江差病院(一般 146床、精神 48床、結核 4床 計198床) ・公立病院 ～ 厚沢部町国保病院(一般 45床、療養 24床 計69床) 奥尻町国保病院(一般 22床、療養 32床 計 54床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	北海道が示した「自治体病院等広域化・連携構想」を基に、南檜山地域医療対策協議会で具体的検討を進めることとしている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<table border="1"> <tr> <td><時 期>平成25年度を目処に結論を取りまとめる。</td> <td><内 容>「南檜山地域医療対策協議会」において検討。 ・圏域の公立病院と近接していることから、機能分担を図るなど効率的な運営を検討する。</td> </tr> </table>	<時 期>平成25年度を目処に結論を取りまとめる。
<時 期>平成25年度を目処に結論を取りまとめる。	<内 容>「南檜山地域医療対策協議会」において検討。 ・圏域の公立病院と近接していることから、機能分担を図るなど効率的な運営を検討する。		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所にて☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所にて☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡 <input checked="" type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<table border="1"> <tr> <td><時 期>平成25年度を目処に結論を取りまとめる。</td> <td><内 容>「国保病院経営健全化検討委員会」において検討。 ・病院建設後40年を経過し施設の老朽化が進んでいる中、地域医療確保のために国の医療制度や道立江差病院の動向を見極めた中で今後の在り方を検討する。</td> </tr> </table>	<時 期>平成25年度を目処に結論を取りまとめる。
<時 期>平成25年度を目処に結論を取りまとめる。	<内 容>「国保病院経営健全化検討委員会」において検討。 ・病院建設後40年を経過し施設の老朽化が進んでいる中、地域医療確保のために国の医療制度や道立江差病院の動向を見極めた中で今後の在り方を検討する。		
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	・国保病院改革プラン策定等のために設置した「国保病院経営健全化検討委員会」 ・構成メンバー 議会議員、保健福祉関係者、町民代表からなる11名で構成	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年 2月頃	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	乙部町 (乙部町国民健康保険病院)
--------------	----------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	374	385	360	377	383	390
	(1) 料 金 収 入	344	355	331	344	351	357
	(2) そ の 他	29	30	29	33	33	33
	うち他会計負担金	19	19	19	19	19	19
	2. 医 業 外 収 益	105	106	114	106	106	106
	(1) 他会計負担金・補助金	98	98	108	98	98	98
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	7	8	6	8	8	8
	経 常 収 益 (A)	478	490	475	482	489	495
	入	1. 医 業 費 用 b	501	497	497	503	506
(1) 職 員 給 与 費 c		267	263	267	270	271	266
(2) 材 料 費		155	152	144	149	151	145
(3) 経 費		69	69	74	75	75	72
(4) 減 価 償 却 費		8	10	9	8	7	6
(5) そ の 他		2	2	2	2	2	2
2. 医 業 外 費 用		1	1	1	1	1	1
(1) 支 払 利 息		0	0	0	0	0	0
(2) そ の 他		0	0	0	0	0	0
経 常 費 用 (B)		502	498	497	504	506	491
出	経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-24	-7	-23	-22	-18	4
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)						
純 損 益 (C)+(F)	-24	-7	-23	-22	-18	4	
累 積 欠 損 金 (G)	68	75	98	120	137	133	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	316	316	301	273	253	248
	流 動 負 債 (イ)	23	23	23	23	23	23
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)						
差引 不良債務(オ)	-293	-293	-278	-250	-230	-225	
単年度資金不足額(※)		-0	15	28	20	5	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	95.3	98.5	95.4	95.7	96.5	100.8	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-78.4	-76.3	-77.2	-66.3	-60.0	-57.7	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	74.6	77.5	72.5	74.8	75.8	79.4	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	71.5	68.5	74.2	71.6	70.7	68.1	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率							
病 床 利 用 率	36.3	37.7	38.5	38.5	40.4	73.3	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	乙部町 (乙部町国民健康保険病院)
--------------	----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	9	4	7	0	0	0
	2. 他会計出資金	2	2	7	2	2	2
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金	4	2	3	3	0	0
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計 (a)	15	8	17	5	2	2
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	4	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	15	8	13	5	2	2	
支 出	1. 建設改良費	13	7	15	9	3	3
	2. 企業債償還金	3	3	4	4	4	4
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他			0	0		
	支出計 (B)	16	10	19	14	7	7
差引不足額 (B)-(A) (C)	1	2	6	9	5	5	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	1	2	6	9	5	5
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)	1	2	6	9	5	5	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 116,779	() 116,779	() 126,679	() 116,779	() 116,779	() 116,779
資本的収支	(3,675) 2,105	(1,890) 2,336	() 7,075	() 2,367	() 2,300	() 2,300
合計	(3,675) 118,884	(1,890) 119,115	() 133,754	() 119,146	() 119,079	() 119,079

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。